

七十二 袖ヶ浦市永吉特定猟具使用禁止区域（銃器）

七十三 印西・栄特定猟具使用禁止区域（銃器）

三号線との接点に至り、同所から同町町道二〇三号線を北東へ進み同町町道二〇二八号線との接点に至り、同所から同町町道二〇二八号線を北東へ進み県道

八十六 千葉特定猟具使用禁止区域（銃器）

習志野市茜浜三丁目三八番一地先の護岸の南端を起点とし、同所から同護岸を北西へ進み船橋市と習志野市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み船橋市と八千代市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み八千代市と白井市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み八千代市と印西市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み県道船橋印西線との交点に至り、同所から県道船橋印西線を南西へ進み八千代市道島田台二八号線との接点に至り、同所から同市市道島田台二八号線を南西へ進み国道一六号との接点に至り、同所から国道一六号を南東へ進み新川左岸との交点に至り、同所から新川左岸を北東へ進み同市市道逆水四号線との交点に至り、同所から同市市道逆水四号線を南東へ進み同市市道逆水二号線との接点に至り、同所から同市市道逆水二号線を南東へ進み同市市道逆水一号線との接点に至り、同所から同市市道逆水一号線を南東へ進み同市市道米本三号線との接点に至り、同所から同市市道米本三号線を南へ進み同市市道米本六号線との接点に至り、同所から同市市道米本六号線を南東へ進み同市市道米本四四号線との接点に至り、同所から同市市道米本四四号線を北東へ進み県道千葉電ケ崎線との接点に至り、同所から県道千葉電ケ崎線を北東へ進み同市市道神野三九号線との接点に至り、同所から同市市道神野三九号線を南東へ進み県道八千代宗像線との接点に至り、同所から県道八千代宗像線を南西へ進み同市市道米本四五号線との接点に至り、同所から同市市道米本四五号線を南西へ進み同市市道米本四六号線との接点に至り、同所から同市市道米本四六号線を南東へ進み県道千葉電ケ崎線との接点に至り、同所から同市市道米本上高野線を南東へ進み同市市道宮内・上高野一号線との接点に至り、同所から同市市道宮内・上高野一号線を南東へ進み同市市道上高野一八〇九番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み佐倉市と八千代市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み千葉市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み千葉市若葉区御成台一丁目一番一地先の接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み千葉市と四街道市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み千葉市若葉区御成台一丁目一番一地先の千葉市市道若松町金親町線との交点に至り、同所から同市市道若松町金親町線を南東へ進み県道千葉川上八街線との接点に至り、同所から県道千葉川上八街線を南東へ進み県道浜野四街道長沼線との交点に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を南東へ進み同市市道若葉区更科町二、〇二二番一地先に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を北東へ進み国道二二六号との接点に至り、同所から国道二二六号を北西へ進み同市市道磯辺茂呂町線との交点に至り、同所から同市市道仁戸名町一〇〇号線を南西へ進み県道千葉大網線との接点に至り、同所から県道千葉大網線を南東へ進み千葉市と市原市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み村田川河口に至り、同所から同所と東京湾岸特定猟具使用禁止区域境界点（北緯三五度三四分二七秒、東経一四〇度四分一〇秒）とを結んだ直線を北西へ進み東京湾岸特定猟具使用禁止区域境界点に至る線及び同所と起点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

八十七 白鳳カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市磯部八番地ほか二四一筆の白鳳カントリー倶楽部区域内

八十八 袖ヶ浦市昭和特定猟具使用禁止区域（銃器）

県道袖ヶ浦中島木更津線と袖ヶ浦市奈良輪字上奈良輪一八七番地先の袖ヶ浦市管理道路との接点を起点とし、同所から同所と同市市道〇一一一〇号線の始点とを結んだ直線を南東へ進み同市市道〇一一一〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一一〇号線を北東へ進み同市市道一五二五号線との接点に至り、同所から同市市道一五二五号線を東へ進み同市市道〇二〇九号線との接点に至り、同所から同市市道〇二〇九号線を南西へ進み同市市道一五一八号線との接点に至り、同所から同市市道一五一八号線を南東へ進み同市市道〇一〇一〇号線との交点に至り、同所から同市市道〇一〇一〇号線を南西へ進み県道南総昭和線との交点に至り、同所から県道南総昭和線を北西へ進み同市市道〇二〇七号線との交点に至り、同所から同市市道〇二〇七号線を北東へ進み同市市道〇一一七号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一七号線を北西へ進み県道袖ヶ浦中島木更津線との交点に至り、同所から県道袖ヶ浦中島木更津線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

八十九 ムーンレイクゴルフクラブ鶴舞コース特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市小草畑五七七番ほか二六筆のムーンレイクゴルフクラブ鶴舞コース区域内

九十 成田ニュータウン特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市寺台地先の国道五一号と国道一九五号との交点を起点とし、同所から国道一九五号を南東へ進み成田市市道七一九久米吉倉線との交点に至り、同所から同市市道七一九久米吉倉線を南東へ進み県道成田小見川鹿島港線との接点に至り、同所から県道成田小見川鹿島港線を北東へ進み同市市道七一九三吉倉地内線との接点に至り、同所から同市市道七一九三吉倉地内線を西へ進み同市市道七一五〇成田法ヶ塚線との接点に至り、同所から同市市道七一五〇成田法ヶ塚線を北西へ進み同市市道七一一五山ノ作東和田線との接点に至り、同所から同市市道七一一五山ノ作東和田線を南西へ進み同市市道七一六一大清水東和田線との接点に至り、同所から同市市道七一六一大清水東和田線を北西へ進み国道五一号との接点に至り、同所から国道五一号を南西へ進み根本名川左岸との交点に至り、同所から同市市道〇一一〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一〇〇二号線を南東へ進み同市市道一〇一四一四号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一四一四号線を南西へ進み同市市道一〇二二七号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二二七号線を南西へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北西へ進み同境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み成田市と印旛郡酒々井町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を西へ進み県道宗吾酒々井線との接点に至り、同所から県道宗吾酒々井線を南西へ進み成田市市道一一四四宗吾四丁目一〇号線との接点に至り、同所から同市市道一一四四宗吾四丁目一〇号線を北西へ進み同市市道一一六六宗吾四丁目緑線一号線との接点に至り、同所から同市市道一一六六宗吾四丁目緑線一号線を南西へ進み同市市道一一一五六宗吾四丁目二二五号線との接点に至り、同所から同市市道一一一五六宗吾四丁目二二五号線を南西へ進み同市市道一一一六七宗吾四丁目緑線二号線を北西へ進み同市市道一一一五八宗吾四丁目一五号線との接点に至り、同所から同市市道一一一五八宗吾四丁目一五号線を北西へ進み同市市道一一一四四宗吾四丁目一〇号線との接点に至り、同所から同市市道一一一四四宗吾四丁目一〇号線と

道一三船形台方線を北西へ進み同市船形一八八番地先の同市市道一四角川八代線との交点に至り、同所から同市市道一四角川八代線を北東へ進み同市市道三一六二松崎八代線との接点に至り、同所から同市市道二一六二松崎八代線を北東へ進み東日本旅客鉄道株式会社成田線との交点に至り、同所から東日本旅客鉄道株式会社成田線を南東へ進み同市市道二一七三山口押畑線との接点に至り、同所から同市市道二一七三山口押畑線を北東へ進み同市市道二一〇五押畑一号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇五押畑一号線を北東へ進み同市市道二一九九押畑広谷西内線との接点に至り、同所から同市市道二一九九押畑広谷西内線を北へ進み同市市道三二五七押畑宝田線との接点に至り、同所から同市市道三二五七押畑宝田線を北西へ進み小橋川左岸堤防との交点に至り、同所から小橋川左岸堤防を北東へ進み根本名川左岸堤防との接点に至り、同所から根本名川左岸堤防を北へ進み県道成田滑河線との交点に至り、同所から県道成田滑河線を北東へ進み根本名川右岸堤防との交点に至り、同所から根本名川右岸堤防を南東へ進み東日本旅客鉄道株式会社成田線との交点に至り、同所から東日本旅客鉄道株式会社成田線を南西へ進み根本名川左岸堤防との交点に至り、同所から根本名川左岸堤防を南東へ進み同市市道一一三成田土室線との接点に至り、同所から同市市道一一三成田土室線を南東へ進み国道二九五号との接点に至り、同所から国道二九五号を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

九十一 成田東カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取市山倉一、三六七番一ほか四三筆の成田東カントリークラブ区域内

九十二 鴨川特定猟具使用禁止区域（銃器）

国道二二八号と鴨川市東町と同市浜萩との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南東へ進み海岸汀（てい）線との接点に至り、同所から海岸汀（てい）線を北西へ進み同市太海浜三番一地先の国道二二八号との接点に至り、同所から国道二二八号を北東へ進み県道鴨川富山線との交点に至り、同所から県道鴨川富山線を北西へ進み東京電力株式会社送電線（南房線）下との交点に至り、同所から東京電力株式会社送電線（南房線）下を送電線に沿って北東へ進み県道鴨川保田線との交点に至り、同所から県道鴨川保田線を西へ進み鴨川市市道宮田姥田線との接点に至り、同所から同市市道宮田姥田線を北東へ進み同市滑谷二一〇番地先の滑谷堰堤との接点に至り、同所から滑谷堰堤を西へ進み同市八色六一五番地先に至り、同所から北西へ進み同市八色六一〇番地先の同市市道水神田大塚線との接点に至り、同所から同市市道水神田大塚線を北西へ進み同市市道吉田木田線との接点に至り、同所から同市市道吉田木田線を南西へ進み同市八色七二七番地先の里道との接点に至り、同所から同里道を南西へ進み同市八色七〇六番一地先の大里堰堤との接点に至り、同所から大里堰堤を南へ進み同市打墨二、四九八番地先の鶴妻堰堤との接点に至り、同所から鶴妻堰堤を北東へ進み同市打墨二、五二〇番一地先の同市市道水神田大塚線との接点に至り、同所から同市市道水神田大塚線を北西へ進み同市市道寺ノ下宮田線との交点に至り、同所から同市市道寺ノ下宮田線を南西へ進み同市市道大日下東廻塚線との接点に至り、同所から同市市道大日下東廻塚線を北へ進み県道天津小湊田原線との接点に至り、同所から県道天津小湊田原線を北東へ進み国道二二八号との接点に至り、同所から国道二二八号を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

九十三 木更津市清川特定猟具使用禁止区域（銃器）

木更津市東太田四丁目地先の木更津市市道二二五号線と県道木更津末吉線との接点を起点とし、同所から県道木更津末吉線を北西へ進み同市市道六三六二号線との接点に至り、同所から同市市道六三六二号線を東へ進み同市市道六五四三号線との接点に至り、同所から同市市道六五四三号線を北東へ進み同市市道六五四四号線との接点に至り、同所から同市市道六五四四号線を北西へ進み同市市道六三六五号線との接点に至り、同所から同市市道六三六五号線を北東へ進み同市市道一一八号線との接点に至り、同所から同市市道一一八号線を西へ進み同市市道二二一五号線との接点に至り、同所から同市市道二二一五号線を北へ進み県道木更津根形線との接点に至り、同所から県道木更津根形線を北西へ進み小櫃川右岸河川管理用道路との交点に至り、同所から小櫃川右岸河川管理用道路を北東へ進み同市市道五〇九一五号線との接点に至り、同所から同市市道五〇九一五号線を北東へ進み同市市道二一五五号線との接点に至り、同所から同市市道二一五五号線を北東へ進み同市市道二一五五号線との接点に至り、同所から同市市道二一五五号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

九十四 太平洋クラブ市原コース特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市奥野字栗富根一五二番ほか六七六筆の太平洋クラブ市原コース区域内

九十五 萬力特定猟具使用禁止区域（銃器）

旭市萬力地先の県道多古笹本線と旭市市道H一〇五二号線との接点を起点とし、同所から同市市道H一〇五二号線を北へ進み同市市道H一〇四一五号線との接点に至り、同所から同市市道H一〇四一五号線を北東へ進み同市市道H一〇三三五号線との接点に至り、同所から同市市道H一〇三三五号線を東へ進み同市市道二一〇三三三号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇三三三号線を南へ進み県道多古笹本線との接点に至り、同所から県道多古笹本線を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

九十六 多古工業団地特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取郡多古町水戸一番三ほか五四筆の多古工業団地の区域内

九十八 野見金特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長南町蔵持地先の長生郡長南町町道一一四号線と同町町道一一五号線との接点を起点とし、同所から同町町道一一五号線を南東へ進み同町町道四三三八号線との接点に至り、同所から同町町道四三三八号線を南東へ進み同町町道四二九一五号線との接点に至り、同所から同町町道四二九一五号線を南西へ進み同町町道四二八四号線との接点に至り、同所から同町町道四二八四号線を西へ進み同町町道一一四号線との接点に至り、同所から同町町道一一四号線を南西へ進み同町町道四二七三三三号線との接点に至り、同所から同町町道四二七三三三号線を西へ進み同町町道四二六五五号線との接点に至り、同所から同町町道四二六五五号線を南へ進み県道南総一

宮線との接点に至り、同所から県道南総一宮線を西へ進み市原市と長生郡長南町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北へ進み同町水沼二、三七〇番地先の大千葉カントリー倶楽部特定獵具使用禁止区域との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東へ進み同町水沼二、〇五〇番地先の市原市と長生郡長南町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町町道一一四号線との接点に至り、同所から同町町道一一四号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百 森宮特定獵具使用禁止区域（統整）

東隅郡大多喜町森宮地先の国道四六五号と東隅郡大多喜町町道〇三二九号線との接点を起点とし、同所から同町町道〇三二九号線を北へ進み同町町道〇二七六号線との接点に至り、同所から同町町道〇二七六号線を北へ進み同町町道〇二〇一号線との接点に至り、同所から同町町道〇二〇一号線を南東へ進みいすみ市市道〇二二〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二〇号線を南東へ進み国道四六五号との接点に至り、同所から国道四六五号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域